

新 刊

つくばみらい市告示第 46 号

つくばみらい市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6年 4月 1日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱（令和 3 年つくばみらい市告示第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表中

「

補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅 1 つくばみらい市に存在する既存木造住宅で、現に住宅所有の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 2 階以下のもの 3 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 4 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のもの
--------------------------	--

」を

「

補助事業の対象となる住宅 (補助対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅 1 つくばみらい市に存在する既存木造住宅で、現に住宅所有の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 2 階以下のもの 3 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 4 耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のもの 5 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第
--------------------------	---

	3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という）に適合すること
	6 建替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること

」に

改める。

別表第2中

「

建替え工事の交付申請に必要な追加書類	1	工程表
	2	現況写真
	3	建替えの内容を確認できる図書
	4	現況の各階平面図
	5	建築士免許証の写し

」を

「

建替え工事の交付申請に必要な追加書類	1	工程表
	2	現況写真
	3	建替えの内容を確認できる図書
	4	現況の各階平面図
	5	建築士免許証の写し
	6	省エネ基準に適合していることが確認できる図面、計算書等

」に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。